

特集

厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と
損害賠償額との調整に用いる基準生活費
(2021年4月1日～2022年3月31日)

厚生労働省は2021年6月1日付の「年管管発0601第1号」により「厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整に用いる基準生活費について」を日本年金機構給付事業部門担当理事宛てに通知しました。

交通事故など第三者の行為が原因となって遺族年金や障害年金が支給される場合、被害者が損害賠償を受けたときには、その損害賠償額を限度に遺族年金や障害年金が一定期間、支給停止となります（上限36月（3年））。その支給停止期間の算出には「基準生活費」が用いられます。今回の通知は、2021年4月1日から2022年3月31日までの間に発生した第三者行為事故に用いる「基準生活費」を示したものとなっています。

【基準生活費】

基準生活費は、総務省統計局から発表される「家計調査」による「世帯人員別1世帯当たり1か月間の収入と支出（全国・二人以上の世帯）」及び「1世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯）」の世帯人員別に応じた1か月の消費支出額を基準にして、発表された年の年度に発生した第三者行為事故に適用されます。

厚生労働省年金局事業管理課は、毎年度、この消費支出額に基づき基準生活費（表）を作成し、日本年金機構、財務省、総務省、文部科学省に通知することとなっています。

※この事務については、「厚生年金保険法第40条第2項の規定による取扱いについて」（1961(昭和36)年6月14日保険発第56号）及び「国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整について」（1962(昭和37)年10月22日庁保発第10号）により取扱いが定められています。

<表1> 世帯人員別の基準生活費（2021年4月1日～2022年3月31日）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基準生活費	150,506円	245,278円	284,334円	315,402円	336,009円	358,810円

【制度の趣旨】

仮にその事故が起こっていなかったら、障害年金や遺族年金の給付は必要がなかったものという観点に立ち、被害者である被保険者または被保険者であった人や、被保険者等の遺族が損害賠償を受けた場合には、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と損害賠償による二重保障を回避する目的で、その損害賠償の価額の限度で給付を行わないこととなっています（厚生年金保険法第40条第2項、国民年金法第22条第2項）。

具体的には、受給権者が第三者から受けた損害賠償額の範囲内で、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付を一定期間行わないこととしています。

【給付と損害賠償額との調整】

第三者行為事故により、障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合は、規定（下記）に基づき給付を行わない期間（月数）等を算出し、当該期間は厚生年金保険法第40条第2項及び国民年金法第22条第2項に基づき給付を行わないこととなっています。

※共済組合等の各実施機関が独自に給付を行う加算額等については、本通知に基づく調整の対象にはなりません。

【給付を行わない期間の算出方法】

- 第三者行為事故の被害者が受給することとなる障害厚生年金、障害基礎年金、障害手当金
- 第三者行為事故の被害者の遺族が受給することとなる遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金

※死亡一時金については、保険料の掛け捨て防止の考え方に立った給付であり、その給付額も考慮し、損害賠償を受けた場合であっても、損害賠償額との調整は行われません。

【給付と損害賠償額との調整】

下記の算出の結果、当該期間（月数）が36月（3年）以上となったときは36月（3年）とし、当該月数に1月未満の端数を生じたときは切り捨てとなります。

(1) 障害年金の場合

$$\begin{aligned} & \text{給付を行わない期間} \\ & = \text{生活補償費相当額} \\ & \quad \times \text{受給権者及び加給金の対象となる人の数の合計} / \text{受給権者及びその被扶養利益を受けるべきであった人の数} \\ & \quad \div \text{基準生活費} \end{aligned}$$

(2) 遺族年金の場合

◎1 機関の実施機関のみから遺族年金が支給される場合

$$\begin{aligned} & \text{給付を行わない期間} \\ & = (\text{生活補償費相当額} \times \text{相続割合}) \\ & \quad \times \text{受給権者数} / \text{死亡した者の被扶養利益を受けるべきであった人の数} \\ & \quad \div \text{基準生活費} \end{aligned}$$

◎2 機関以上の実施機関から遺族年金が支給される場合

$$\begin{aligned} & \text{給付を行わない期間} \\ & = (\text{生活補償費相当額} \times \text{相続割合} \times \text{年金額按分割合}) \\ & \quad \times \text{受給権者数} / \text{死亡した者の被扶養利益を受けるべきであった人の数} \\ & \quad \div (\text{基準生活費} \times \text{年金額按分割合}) \end{aligned}$$

※遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給権が同時に発生した場合には、それぞれについて給付を行わない期間（月数）を算出し、その結果、給付を行わない期間（月数）が、遺族厚生年金と遺族基礎年金とで異なる期間（月数）となった場合は、短い方の期間（月数）が給付が行われない期間（月数）となります。

◇障害手当金について

第三者行為事故により障害手当金を受給することとなった場合は、第三者から受けた損害賠償額のうち、生活補償費相当額の限度において障害手当金の支給は行われません。

$$\begin{aligned} & \text{支給を行わない期間} \\ & = \text{生活補償費相当額} \\ & \quad \times \text{受給権者の数 (1人)} / \text{受給権者及びその被扶養利益を受けるべきであった者の数} \\ & \quad - (\text{第三者行為事故が発生した月の翌月から障害手当金の受給権を取得するまでの月数} \times \text{単身者世帯の基準生活費}) \end{aligned}$$

この算出の結果、支給を行わない額が障害手当金の額より高額になったときは、障害手当金は支給されません。その額が障害手当金の額に充たないときは、その差額が支給されます。

なお、障害手当金の場合においても、第三者行為事故が発生した日の属する月の翌日より36月（3年）以上経過した後に受給権を取得した場合には障害手当金の全額が支給されます。